

全国科学博物館協議会総会運営規程

平成29年2月16日 制定

令和7年2月12日 一部改正

第1条 この規程は、全国科学博物館協議会会則第8条第5項の規定に基づき、総会を開催する際に必要な手順や、円滑な運営の要領を定めることを目的とする。

第2条 総会とは、全国科学博物館協議会（以下、「本会」という。）が行う通常総会及び臨時総会をいう。

第3条 総会は、正会員、維持会員及び名誉会員を構成員とする。購読会員も出席し意見を述べるができるが、議決権は有しない。

第4条 総会は、会則に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を決議し、又は承認する。

第5条 通常総会は、年2回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当するときに開催する。

- 一 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
- 二 正会員の3分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求をしたとき

第6条 総会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項の規定による請求があったときは、90日以内に臨時総会を招集しなければならない。

第7条 総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の10日前までに会員に通知しなければならない。

2 前項の書面による通知に代えて、インターネット等の通信回線を使用した方法により通知することができる。

第8条 総会は、議決権を有する会員と委任状提出者の合計が、議決権を有する会員総数の過半数により成立する。

第9条 総会の構成員は、やむを得ず総会に出席できない場合、委任状を提出して他の構成員に表決を委任することができる。

2 委任状を提出した者は、総会に出席したものとみなす。ただし、受任者の名前の記載なき場合及び期限までに委任状の提出がない場合は、理事長に委任したものとみなす。

3 委任状は、各会員の代表者の記名によるものとし、定められた期日までに事務局に提出されたものを有効とする。

第10条 事務局は、総会の出席者の確認を会員種別ごとに行い、委任状の数をもとに成立要件について理事長に報告しなければならない。

第11条 総会の議事進行は、理事長が行う。

2 理事長は、速やかな議事進行に務める。また、理事長は、議事進行を著しく乱す者に対してその言動を制止させ、あるいは総会会場から退席させることができる。

第12条 総会での発言は、理事長の許可を必要とする。

第13条 総会の議事は、議決権を有する会員の過半数の承認をもって決し、可否同数のときは、理事長の決するところによる。

2 以下の議案の場合は、正会員総数の4分の3以上の賛同を必要とする。

- 一 役員の罷免
- 二 会員の除名
- 三 本会の解散

附 則

本規程は、平成29年4月1日より施行する。

附 則

本規程は、令和7年4月1日より施行する。